

都南の園使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 15 号

都南の園使用料等条例の一部を改正する条例

都南の園使用料等条例（昭和 32 年岩手県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の指定居宅支援（以下「身体障害者指定居宅支援」という。）</u>、<u>同法第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定施設支援」という。）</u>、<u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の指定居宅支援（以下「知的障害者指定居宅支援」という。）</u>並びに<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の指定居宅支援（以下「児童指定居宅支援」という。）</u>については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）</u>並びに<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定施設支援」という。）</u>については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>
<p>(使用料等の額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるところとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>身体障害者指定居宅支援に係る使用料については、身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号に掲げる額とする。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>知的障害者指定居宅支援に係る使用料については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号に掲げる額とする。</u></p> <p>(6) <u>児童指定居宅支援に係る使用料については、児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額とする。</u></p>	<p>(使用料等の額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるところとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>指定障害福祉サービスに係る使用料については、障害者自立支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（同法第29条第1項の特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。）につき、同法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）とする。</u></p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。